

日本國天皇家論

6章 日本書紀 持統天皇

近畿天皇家の始まり

近畿天皇家の始まり

九州天皇家の京・太宰府

・朱鳥元年(686)11月丁酉朔壬子(16日)に伊勢神祠に奉れる皇女大来、還りて京師に到る。

朱鳥元年9月9日に天武天皇が崩御した。その年の11月、大来皇女が京師に還ってきた。その理由は10月に、弟、大津皇子が謀反を企てたことが発覚し、死を賜ったからである。大来皇女は天武3年10月、伊勢神宮の齋宮としてに入侍したが、この謀反によって、その任を解かれたのであろう。だが、この記事には二つの問題がある。

(1) 京師とはどこか。

大来皇女は京師から出発し、再び京師へ戻ってきた。故に、「還りて」と書いたのであるが、この京師は天武が居た京師である。天武は、「京」の「大極殿」に居たと日本書紀は記している。

「大極殿」とは「世界を支配する中心、大極」の意で、本来、中国の天子の居所をいう。天武の時代に、我が国で大極殿の存在が確認されている宮殿は幾つかある。

関西においては「前期難波宮」である。上町台地の北の端に存在し、当時、ここまで入り込んでいた海に面していた。この難波宮遺跡には大極殿が存在した。もう一つは「藤原京」である。この京は平城宮、平安京を凌ぐ古代最大の条坊都市であった。藤原京の中心は大極殿、朝堂院、内裏が存在した。藤原京は持統によって造られたと理解されているが、天武紀には、「京及び畿内」の存在が記録されている。天武は、この京及び畿内に、度々、使者を遣わしている。天武紀に登場する「京及び畿内」とは「藤原京と畿内(近畿地方)」である。持統天皇が藤原京を造ったのではない。持統天皇が造ったのは、「藤原宮」である。

天武の時代に存在した三つ目の「京と大極殿」は太宰府である。この京は古代九州の王朝、姫氏によって造営された。五世紀、「倭の五王」として中国に知られていた姫氏王朝の王によって造られた京である。



大阪難波宮



藤原京大極殿

天武紀に於ける「京」「京師」とはこの三つの京のいずれである。天武はいずれの京の大極殿に居たのか。それを決定するのが、天武紀の「京・大極殿」の記事と「筑紫饗応」の記事である。

- ・天武10年(681)夏4月の己亥朔庚子(2日)に広瀬・竜田の神を祭る。
- ・4月辛丑(3日)に、禁式九十二条を立つ。因りて詔して曰はく、「親王より以下、庶民に至るまでに、諸の服用いる所の、金・銀・珠玉・紫・錦・繡・綾、及び氈褥・冠・帶、并せて種々雑色の類、服用いること各差有れ」とのたまふ。辞は具に詔書に有り。
- ・4月庚戌(12日)、錦織造小分・田井直吉麻呂・次田倉人楯足・石勝・川内直県・忍海造鏡・荒田・能麻呂大狗造百枝・足坏・倭直竜麻呂・門部直大嶋・完人造老・山背狛鳥賊麻呂、并せて十四人に姓を賜ひて連と曰ふ。
- ・4月乙卯(17日)に、高麗の客卯問等に筑紫に饗たまふ。賜禄こと差有り。

天武10年4月3日に、「禁式九十二条」を作つて詔勅を發した。天武10年4月12日には絹織物を作る仕事を担っていた「錦織造小分」など14人に「連」という姓を与えた。そして天武10年4月17日には高麗の客卯問等に筑紫に饗たまふの記事が併記されている。

4月3日の詔勅、4月12日の「連」の授与は天皇としての公務である。したがって、この時は、天武天皇は京の大極殿に居たと考えるのが妥当であろう。ところが、4月17日の公務は、筑紫館での高麗の客の饗応である。

この二つの出来事は奈良と筑紫との間で行われたと考えるのは時間的に不可能である。4月12日に奈良に居た天武が17日には筑紫にいるということは不可能である。筑紫では高麗の客卯問等を饗応している。この記事には地名が明記されている。天武は17日には博多にいたのである。4月12日の記事は博多から5日の距離にいたことになる。天武がいた京と大極殿は太宰府である。

天武は壬申の乱に勝利して、田川市の「飛鳥浄御原宮」で即位した。まもなくして、太宰府大極殿に入った。この京で、新羅を始めとして、各国からの祝賀の大使を迎え、筑紫の迎賓館で使者を接待したのである。朱鳥元年11月、大来皇女が戻ってきた京師とは、条坊都市の京、太宰府である。

(2) 伊勢神詞とはどこか。

天武は壬申に蜂起した際、その拠点に「伊勢」と決めていた。高市皇子、大津皇子に「伊勢で逢へ」と伝えたのはそのためである。蜂起を決意した時、天武は吉野の「耳我の嶺」を降りて、彦島の「橘の嶋宮」に居た。彦島では戦いにならない。兵もいない。武器もない。故に、天武は伊勢へ急いだ。そして、伊勢鈴鹿郡、伊勢三重郡、伊勢朝明郡まで来て、天照大神を「望拝」した。伊勢神宮は朝明郡にあったと思われる。その後、伊勢桑名郡で泊まってそれ以上は先に進まなかったと日本書紀は記録している。先に進まなかった理由は天武方の武将、男依が来て「美濃の兵三千が不破道を塞いだ」と連絡したからである。不破道は伊勢へ通じる街道であった。その道を天武方の兵が塞ぐことができた。もはや、桑名から先へ逃げる必要はない。故に、天武は桑名に留まって、翌日、翻って反撃にでたのである。この伊勢は三重県伊勢ではない。九州天皇家の伊勢、行橋市である。

大来皇女は、天武が居た京(太宰府)から九州天皇家の伊勢神宮(行橋市)の齋宮として入侍した。そして弟、大津皇子の反逆の罪によって再び太宰府に帰ってきたのである。その時の歌が万葉集にある。

大津皇子薨りまし後、大来皇女伊勢の齋宮より京に上る時の御作歌二首

163 神風の 伊勢の國にも あらましを なにしか来けむ 君もあらなくに

164 見まく欲り わがする君も あらなくに なにしか来けむ 馬疲るるに

題詞は「京に上る時」と正確に書いている。京とは持統が居た京、太宰府である。二つの歌には「なにしか来けむ」と詠われている。大津皇子が亡くなってしまった今、空しいだけの帰京だった。疲れたのは馬と詠っているが、疲れたのは馬ではない。彼女が空しく疲れていたのである。

- ・朱鳥元年(686)12月丁卯朔乙酉(19日)に、天淳中原瀛真人天皇の奉為に無遮大会を五つの寺、大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦・坂田に設く。壬辰(26日)に京師の孤独高年に布帛賜ふこと、各差(しな)有り。
- ・閏12月に、筑紫大宰、三つの国高麗・百済・新羅の百姓男女、并て僧尼六十二人を献れり。
- ・持統元年(687)庚辰(15日)に、京師の年八十より以上、及び篤隆、貧くして自ら存ふこと能はぬ者に絁綿賜ふこと、各差有り。
- ・夏4月甲午の朔癸卯(10日)に、筑紫大宰、献投化ける新羅の僧尼及び百姓の男女二十二人を献る。武蔵国に居らしむ。田賦ひ受稟ひて生業安らかしむ。

京師とは同じく大宰府である。京に住む孤独で高年齢の人々に布帛を与えた。そして筑紫大宰が、太宰府に居た持統に、高麗・百済・新羅の百姓男女、并て僧尼六十二人を献上した。この二つの出来事は持統と筑紫大宰が時間と場所を共有していたことを示す記事である。持統紀も「京」と「筑紫」のセット記事で溢れる。

- ・持統元年(687)8月の壬辰の朔丙申(5日)に殯宮に嘗る。此を御青飯と曰ふ。丁酉(6日)に、京城の耆老男女、皆臨みて橋に西に慟哭る。
- ・持統元年9月壬戌朔庚午(9日)に、国忌の斎を京師の諸寺に設く。辛未(10日)に、殯宮に設斎す。甲申(23日)に、新羅、王子金霜林・級喰金薩挙及び級喰金仁述・大舍蘇陽信等を遣して、国政を奏請し、且調賦を献る。学問僧智隆、附ひて至れり。筑紫大宰、便ち天皇の崩りますことを霜林等に告ぐ。即日に霜林等、皆喪服を着て、東に向きて三たび拝みて三たび発哭る。
- ・持統2年(688)二月庚寅朔辛卯(2日)に、大宰、新羅の調賦、金・銀・絹・布・皮・銅・鉄の類十余物、并て別に献る所の仏像・種々彩絹・鳥・馬の類十余種、及び霜林が献れる金・銀・彩色・種々珍異之物、并て十余物献る。己亥(10日)に、霜林等に筑紫館に饗たまふ。物賜ふこと各差有り。
- ・持統2年9月の丙辰朔戊寅(23日)に、耽羅の佐平加羅等に筑紫館に饗たまふ。物賜ふこと各差有り。
- ・持統3年(689)6月壬午朔に、衣裳を筑紫大宰等に賜ふ。
- ・持統3年6月辛丑(20日)に、筑紫大宰栗田真人朝臣等に詔して、学問僧明聡・観智等が、新羅の師友に送らむが為の綿各一百四十斤を賜ふ。乙巳(24日)に、筑紫の小郡にして、新羅の弔使金道那等に設たまふ。物賜ふこと各差有り。
- ・持統3年秋7月の壬子の朔に、陸奥の蝦夷沙門自得が請せる金銅の薬師仏像・観世音菩薩像、各一軀、鍾・娑羅・宝帳・香炉・幡の等き物を付け賜ふ。是の日に、新羅の弔使金道那等罷り帰りぬ。丙寅(15日)に、左右京職及び諸国司に詔して、射所習う所を築かしむ。
- ・持統3年閏8月の丁丑(27日)に、浄広肆河内王を以て筑紫大宰師とす。兵仗を授けたまひ物賜ふ。

持統元年から持統3年までの筑紫記事である。この間、持統は筑紫館で新羅大使、耽羅の大使を饗応している。持統3年15日に登場する「左右京職」とは太宰府の左京区、右京区の長官、今でいう区長であろう。持統3年8月に河内王を太宰師に任命している。そして是が持統が太宰府において太宰府師河内王と面会した最後である。この記事をもって直接の持統筑紫記事は終わる。

持統四年、天皇即位

- ・持統4年(690)春正月戊寅朔に、物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣天神寿詞、読む。畢りて忌部宿禰色夫、神璽の劍・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇位す。公卿百寮、羅列りて匝(あまね)く拝みたまつて、手拍つ。己卯(2日)に、公卿百寮、拝朝みすること、元会儀の如し。丹比嶋真人と布勢御主人朝臣、賀騰極奏す。庚辰(3日)に、公卿に内裏に宴したまふ。仍、衣裳賜ふ。壬辰(15日)に、百寮、薪進る。甲午(17日)に、天下に大赦す。
- ・正月庚子(23日)に、班幣(即位を報告するための班幣)を畿内の天神地祇に班したまふ。
- ・3月丁丑朔丙申(20日)に、京と畿内との人の年八十より以上なる者に、嶋宮の稻、人ごとに二十束賜ふ。其の位有る者には、布二端加し賜ふ。

持統は4年春正月に即位した。「公卿百寮、羅列りて匝(あまね)く拝みたまつて、手拍つ」と公卿百寮が整列して手を拍った場所はどこか、日本書紀編者は明確に書いていない。天武紀では「百寮の諸人、拝朝廷

す。(天武10年元旦)」と、百官が集合した場所を「朝庭」と書いている。持統の4年、正月に全員が集合した場所も大極殿の前庭であろう。だが、それは、天武紀と同じ太宰府の「朝庭」ではない。

持統元旦の祝賀の儀式は、天武の太宰府大極殿での儀式とあまり変わらない。ただ、天武の時は西門(南門)で弓を射る競技を行い、賞品を与えている。が、持統の新年の行事にそれはない。23日には即位を天神地祇に報告している。しかし、それは、「畿内」の天神地祇である。さらに、「畿内」の記事が続く。3月20日には「京と畿内」の80歳以上の老人に稻を与えている。

これは、持統元年(687)庚辰(15日)に、「京師の年八十より以上、及び篤隆、貧くして自ら存ふこと能はぬ者に綿綿賜ふこと、各差有り。」と同じ政策である。しかし、持統元年の「京師」とは太宰府である。持統元年の時は太宰府の80歳以上のの人に布を与えた。しかし、持統4年、即位後に稻を与えた80歳以上の人が居た「京と畿内」とは太宰府ではない。

- ・持統4年(690)9月乙亥朔に詔諸国等に詔して曰はく、「凡そ戸籍を造ることは、戸令に依れ」とのたまふ。乙酉(11日)に詔して曰はく、「朕、紀伊を巡行さむとす。故に今年の京師の田租・口賦収むることまな」とのたまふ。丁亥(13日)に、天皇、紀伊に幸す。丁酉(23日)に、大唐の学問僧智宗・義徳・浄願・軍丁筑紫國の上陽群郡の大伴部博麻、新羅の送使大奈末金高訓等に従ひて筑紫に還至れり。戊戌(24日)天皇、紀伊より至します。
- ・冬十月の癸丑(10日)、大唐の学問僧智宗等、京師に至る。戊午(15日)に、使者を遣して、筑紫大宰河内王等に詔して曰はく、「新羅の送使大奈末金高訓等に饗たまふこと。学生土師宿禰等を上送りて送使の例に准へよ。其の慰勞へ賜物ふこと、一に詔書の依に」とのたまふ。

二つの記事要約しよう。

持統4年9月23日、唐の学問僧智宗、軍丁筑紫國の上陽群郡の大伴部博麻等が筑紫に來た。

持統4年10月10日、唐の学問僧智宗、軍丁筑紫國の上陽群郡の大伴部博麻等々が京師に來た。

持統4年10月15日、使者を太宰府河内王に遣わして、送使を饗えることを命令した。

一行が筑紫に着いたのは9月23日で京師に來たのが10月10日である。この間17日かかっている。天武紀では筑紫到着と入京はほぼ同時である。持統4年の筑紫到着と入京には時間差がある。

筑紫太宰河内王に使者を遣わしている。天武紀においては太宰府長官に使者を送ったことはない。天武は大極殿に居り、太宰府長官もすぐ近くに居たから、使者を遣するほどのことはなかったからである。

太宰府長官、河内王に新羅の送使を筑紫で饗応させている。天武紀においては、太宰府長官が新羅大使を饗応したことはない。朱鳥元年正月、重臣を筑紫に使わして饗応したことを除いては、天武自らが筑紫館に出向いている。

持統四年の「京師」は奈良藤原京である

天武紀の「筑紫到着」と「入京」の記事には時間差がない。それは天武が自ら「筑紫」と「京」を往復しているからである。しかし持統4年の「筑紫到着」と「入京」の記事には時間差がある。その理由は「筑紫」と「京」が離れていたからである。持統自らが筑紫に出向くことが出来なかったから使者を送ったのである。持統4年の筑紫記事と京師記事とは同時・同場所ではない。持統4年の「京師」は太宰府ではない。

では、持統4年に「京師」と書かれた「京」とはどの京か。持統が即位し百官が整列した「朝庭」とはどの京なのか。持統はこの時、もはや太宰府を離れていた。そして、当時、もう一つ存在した京、奈良藤原京にいたのである。

藤原京は条坊を持つ京であった。“西の太宰府”“東の藤原京”とでもいうべき超近代都市であった。藤原京には、「大極殿」「朝堂院」が存在する、900m四方の「宮域」を中心に、東西2120m、南北3186mと想定される京であった。大極殿は間口45m、奥行21m、高さ25m。当時日本最大の建物である。(「藤原宮と京」奈良文化財研究所著)

持統4年10月10日、唐の学問僧智宗、軍丁筑紫國の上陽咩郡の大伴部博麻等が来た「京師」とは藤原京だった。持統はこの時、天武の京、太宰府を去り、奈良藤原京に遷っていた。持統4年10月10日、唐の学問僧智宗等が京師に來た目的は、軍丁筑紫國の上陽咩郡の大伴部博麻を連れて來ることにあつた。博麻は662年白村の戦いで捕虜となり唐に幽閉されていた。持統4年にやっと釈放されて、帰國を許されたのである。そして、時の國王、持統に帰國の報告をするために、京師藤原京に上つてきた。

持統は博麻を喚び、28年間の辛苦を勞い、官位大肆を与え、併せて絁(ふとぎぬ)五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町を与えている。そして「其の水田は曾孫及至(いた)せ。也三族の課役を免(ゆる)して、其の功を顕さむ」とその功績に報いた。

近畿天皇家の始まり

持統4年正月に、持統は即位した。それは藤原京、大極殿であつた。ここに近畿天皇家が始まる。

公卿百寮、羅列りて匝(あまね)く拝みたてまつりて、手拍つ。己卯(2日)に、公卿百寮、拜朝みすること、元会儀の如し。

藤原京の大極殿の朝廷に全員が集結した。持統が即位を祝つて、稻を与えた「京と畿内の80歳以上の人」は藤原京と畿内の老人であつた。稻を蓄えていた「嶋宮」とは天武、持統、草壁皇子が住んでいた九州天皇家の「嶋宮」である。671年、天武は耳我の嶺に登つて「修行」するが、その前に帰つて一泊した宮が、「嶋宮」であつた。「嶋宮」には天武の家族が待つていた。この嶋宮で、草壁皇子が亡くなった。もはや、この宮に稻を蓄えておく必要はない。持統は奈良藤原京で、即位のお祝いとして藤原京及び畿内の80歳以上の人々にその稻を与えたのである。

持統は太宰府から奈良藤原京に遷つてきた。当然、新しい住居(宮)を必要とする。その宮が「藤原の宮」である。持統4年10月からその宮の建設に取りかかっている。

持統「藤原の宮」の造営

- ・持統4年10月29日、高市皇子、藤原の宮地を觀す。公卿、百寮從なり。
- ・持統4年12月癸卯朔乙巳(3日))に、送使金高訓等罷り歸りぬ。甲寅(12日))に、天皇、吉野宮に幸す。丙辰(14日)に、天皇、吉野宮より至します。辛酉(19日)に、天皇、藤原に幸して宮地を觀す。公卿百寮皆、皆從なり。乙丑(23日)に公卿より以下に賞賜ふこと、各差有り。

持統4年の10月の記事に始めて「藤原の宮」が登場する。10月29日に藤原の宮の建設予定地を視察したのは、太政大臣高市皇子と官僚である。12月19日には、持統自らが宮地を視察している。この持統藤原の宮はどこに存在したのか、万葉集にその存在場所を確かめることができる歌がある。

藤原宮の御井の歌 52番歌

やすみしし わご大王 嵩照らす 日の皇子 荒栲の 藤井が原に 大御門 始め給へて 埴安の堤の上に あり立たし 見し給へば 日本の 青香具山は 日の経の 大御門に 春山と 茂さび立てり 畝火の この瑞山は 日の緯の 大御門に 瑞山と 山さびいます 耳成の 青菅山は 背面の大御門に 宣しなべ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の 大御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 嵩知るや 天の御蔭 天知るや 日の御蔭の 水こそは 常にあらめ 御井の清水

<原文>

八隅知之 和期大王 高照 日の皇子 亀妙乃 藤井我原に 大御門 始賜而 埴安乃 堤上に 在立之 見之賜者 日本乃 青香具山者 日経乃 大御門に 春山跡 之美佐備立有 畝火乃此美豆山者 日緯能 大御門に 弥豆山跡 山佐備伊座 耳高之 青菅山者 背友乃 大御門に 宣名倍 神佐備立有 名細 吉野乃山者 影友乃 大御門從 雲居に曾 遠久有家留 高知也 天之御陰 天知也 日之御影乃 水許曾婆 常に有米 御井之清水

日本の青香具山は日の経の大御門に

通常、この「青香具山」は、持統によって歌われた「天の香具山」と同じであると考えられている。だが、そうではない。

天皇の御製歌 28

春過ぎて夏来るらし白樺の衣乾したり天の香具山

持統天皇が詠ったこの「天の香具山」とは九州天皇家の「天の香具山」である。九州天皇家の倭(やまと)とは香春町及び田川市である。その國の天の香具山とは香春町の香春岳である。持統が詠った天の香具山は九州天皇家の高市岡本宮天皇が、「とりよろふ天の香具山」と、詠った天の香具山と同じ香春岳である。

持統が詠った九州天皇家の「天の香具山」には兄弟の山があった。その山は元々、「天(あま)」にあった。故に、その名は「天の香具山」と呼ばれた。「天(あま)」とは彦島に存在した弥生国家である。本来の「天の香具山」とは彦島の「小戸山」である。この彦島の「天の香具山」の分れ(分家)が「倭(やまと)」の「天の香具山」である。倭(やまと)にあるのだから「倭の香具山」と云うべきである。だが、そう呼ばないのは、彦島の「天の香具山」の分かれだからである。このように、天の香具山の名前の由来が伊豫風土記逸文に記録されている。

万葉28番歌で持統天皇が歌った「天の香具山」は香春町の香春岳である。ところが、52番歌の香具山は九州天皇家の「天の香具山」ではない。作歌者はこの山を、「青の香具山」と歌っている。原文では「日本乃青香具山」である。その国名は「天(あま)」ではなく「日本」である。「日本」とは「倭(やまと)」ではない。「日本」とは古代関西に存在した日本國天皇家を意味する。その有名な王が、上宮法皇である。

遣隋使、遣唐使を派遣し日本列島を支配していた国家が日本國だった。52番歌の「青香具山」は日本國の香具山と歌っている。持統が詠った香具山は九州天皇家の都、香春町の香春岳である。52番歌に詠われた「日本の青香具山」は日本國の香具山である。持統の藤原宮はこの日本國の「青香具山」の西側に存在した。

畝火のこの瑞山は 日の緯の大御門に

もう一つの山は「畝火」である。「畝傍」ではなく「畝火」と表記されている。「畝傍」は神武の言葉から付けられた呼称である。香春岳はまさに「畝」の形をしている。香春町の畝傍の山は、三つのほぼ同じ高さの山が並んで畝の姿をしている。ところが、奈良の「畝火の山」は畑の畝の姿ではない。おにぎりのような姿である。



奈良・畝傍

(ja.wikipedia.org/wiki/畝傍山)

耳成の青管山は背面の大御門に

「耳高」とは地名であろう。山の名は「青管山」である。「管」は笠のことで、この山の形状からの名である。確かに「耳成」と呼ばれる山は、笠のように見える。ところが、九州香春町の「耳梨」は耳の形をした梨に似ている。故に、「耳梨」なのである。耳は同じであるが名前の構成は全く異なる。

奈良の山の呼び名の本質は「菅(笠)」である。ところが、九州の「耳梨」という名前の本質は「梨」である。一方は笠、他方は果物である。イメージは全く異なる。「菅山」という名前は、その姿を映している。この山は奈良飛鳥の山である。

また52番歌には「吉野の山」が詠われている。その場所は「影面」とある。「影面」とは南である。奈良吉野は地理的に明日香の南である。



大御門の場所

「藤井が原」の「大御門」はどこにあったのか。「東に青香具山」「西に畝火」「北に耳高之青管山」となっている。これら三つの山は、奈良明日香の大和三山である。この位置関係から考えると、「大御門」は1934年から日本古文化研究所によって発掘調査されてきた藤原京の中にあったと考えていいであろう。

・持統4年(690)12月辛酉(19日)に、天皇、藤原に幸して宮地を觀す。公卿百寮皆、皆從なり。

持統が4年12月に視察した藤原宮の建設地は奈良明日香の大和三山に囲まれた藤原京の中である。持統が藤原京を造ったと普通理解されているがそれは史実ではない。持統4年の記事は「藤原の宮」の建設予定地の視察であって藤原京の造営地の視察ではない。藤原京は持統4年藤原宮の建設計画時には既に存在していた。持統はこの藤原京のどこかに自分の宮を建設しようとしたのである。

藤原宮の完成と遷居

・持統6年(692)6月癸巳(30日)に、天皇、藤原の宮地を觀す。

・持統8年(694)12月庚戌朔乙卯(6日)に、藤原宮に遷り居します。戊午(9日)に、百官拝朝す。己未(10日)に、親王より以下、至郡司等に至るまでに、絁・綿・布賜ふこと、各差あり。辛酉(12日)に、公卿大夫に宴したまふ。

藤原宮は完成まで4年かかっている。持統6年はその進行状況を視察したのであろう。実際に宮が完成して、遷居したのは、視察から4年後の持統8年12月6日だった。そのあと、一連の祝賀の行事が続いている。万葉集は藤原宮建造に従事した役人と志貴皇子の歌を載せている。

藤原宮の役民の作る歌 50

やすみしし わご大王 高照らす 日の皇子 荒栲の 藤原がうえに 食す國を 見し給はむと 都宮は 高知らさむと 神ながら 思ほすなべに 天地も 寄りてあれこそ 石走る 淡海の國の 衣手の 田上山の 真木さ

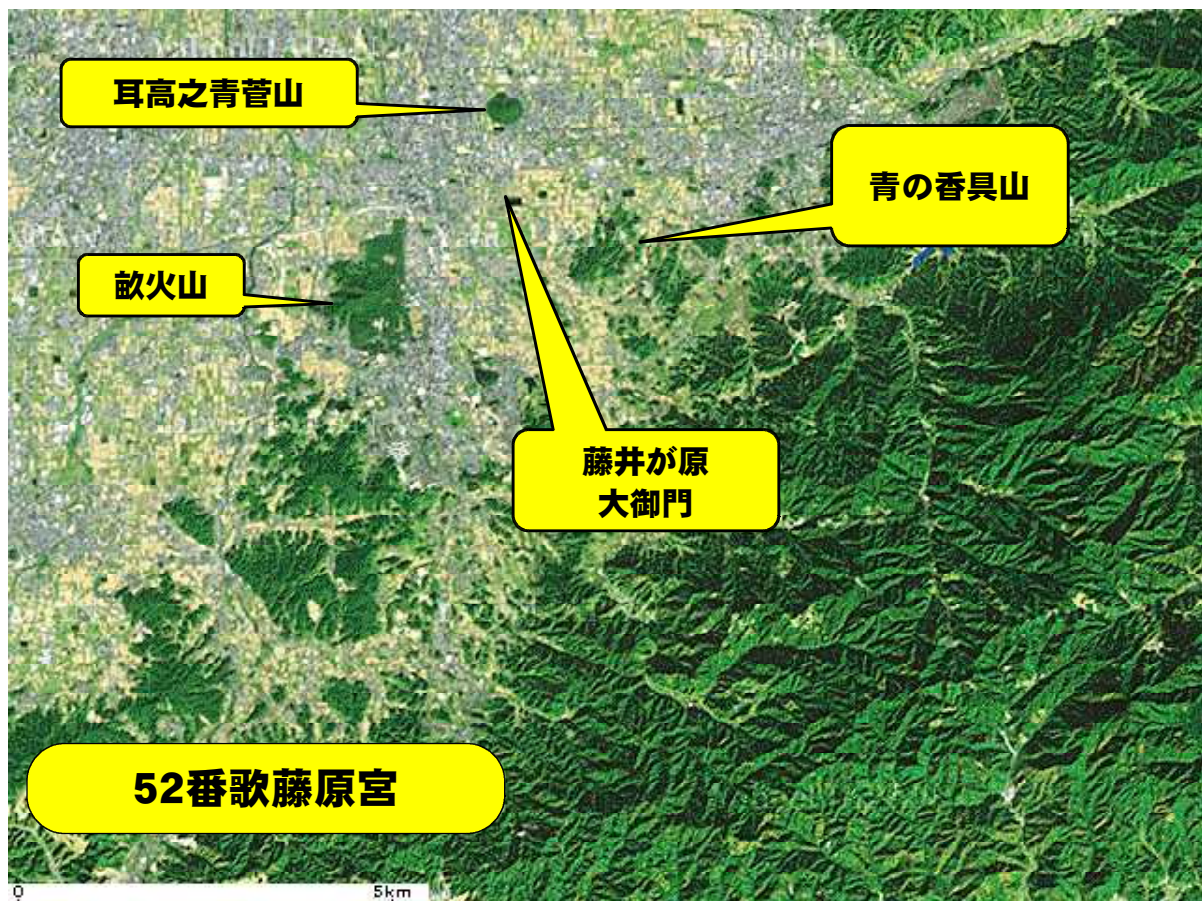
く 桧の婦手を もののふの 八十氏河に 玉藻なす 浮かべ流せれ 其を取ると さわく御民も 家忘れ 身もたな知らず 鴨じもの 水に浮きいて わが作る 日の御門に 知らぬ國 寄し巨勢道より わが国は 常世にならむ 図負へる 神しき亀も 新代と 泉の河に 持ち越せる 真木の婦手を 百足らず 筏に作り 浜すらむ 勤はく見れば 神ながらにならし

明日香宮より藤原宮に遷居りし後、志貴皇子の御作歌 51

采女の袖 吹きかへす 明日香風 都を遠み いたづらに吹く

持統は藤原宮が完成するまで「明日香宮」に居た。持統は太宰府から奈良に遷ってきて「明日香宮」に住まいしていた。そして藤原宮の完成後に遷居した。持統が「明日香宮」から「藤原宮」に遷ってしまった。采女の衣の袖を吹き返していた風は今は誰もいなくなった。ただいたづらに吹いているだけだと志貴皇子は詠った。

九州に於ける持統の宮は、草壁を産んだ「近江大津の宮」、激つ水で有名な「吉野宮」などであった。いずれも小倉南区である。奈良に遷ってきた持統にはそのような自分の宮はなかった。当然、新しく宮を造らなければならない。その宮が「藤原の宮」だった。この宮は「近江大津の宮」や「吉野の宮」のように海辺に造ったのではない。藤原京の中に作ったのである。



近畿天皇家の始まり

持統4年即位から持統天皇は奈良藤原京に居た。藤原京に藤原宮が完成するまでは「明日香宮」に居た。持統天皇が近畿天皇家の始まりである。日本書紀持統天皇の持統4年以降の「京」「京師」は全て奈良、藤原京である。

藤原京はかつての日本國天皇家の京だった。隋、唐、新羅、高句麗、百済等各國の大使は、この京で日本

國天皇に拝謁していた。藤原京が日本の首都だった。太宰府も日本國天皇家の支配下にあった。しかし、唐との白村江の敗戦が全てを変えてしまった。日本國天皇天智は重病となり亡くなってしまう。日本國天皇天智の死後、太宰府に滞在していた日本國太政大臣大友王は唐軍と同盟を結んだ九州天皇家天武の蜂起の前に敗れ去ってしまう。日本國天皇家は滅び、天武が天皇位に昇る。しかし天武はそのまま太宰府で日本を統治した。天武の時代、太宰府が日本の首都であった。

天武が亡くなり、皇太子草壁皇子が天皇位を継承する間もなく、持統3年4月13日に亡くなってしまう。その翌年、持統は太宰府を去り、奈良に遷ってきた。日本書紀では持統は天智天皇の娘である。日本書紀天智天皇江とは日本國の天皇である。従って持統は父の國に戻ってきたということになる。持統が戻ってきた奈良には藤原京が存在していた。持統は奈良藤原京で日本を統治することにしたのである。

日本を統治するには太宰府は西に偏りすぎている。日本統治には中央である奈良の方がよい。奈良には日本國の京、藤原京が存在する。この京で日本を統治しよう。

近幾天皇家の新政策

夫、天武が日本を治めた京、太宰府。この京を去って、持統は奈良藤原京に戻った。藤原京は日本國が造営した日本國の京である。京と畿内は日本國の法令に基づいて統治され、日本國の法令に基づいた行政官が居たのは当然である。持統は天武が施行した法令を変えなければならなかった。天武法令を改正して藤原京での新しい法令を定めている。

(1) 官位の年限・基準

・持統4年4月庚申(14日)に、詔して曰はく、「百官の人及び畿内の人、位有る者は6年を限れ。位無き者は7年を限れ。其の上れる日を以て、九等に選び定めよ。四等より以上は、考仕令の依(まま))に、其の善最・功能、氏姓の大小を以て、量りて冠位を授けむ。

この法令は天武7年10月26日の補正であるという。(持統紀四年頭注)。天武法令と異なる点は年限を定めたことと、評価の基準を定めたことである。出勤した日数に従って九等に分けている。天武の場合は対象は「百官」であったが、持統の場合は「百官」と「畿内の有位者」を付け加えている。

(2) 朝服

・其の朝服は、浄大老より已下、広式より已上には黒紫。浄大参より已下、広肆より已上には赤紫。正の八級には赤紫。直の八級には緋。勤の八級には深緑。務の八級には浅緑。追の八級には深縹。進の八級には浅縹。別の浄広式已上には一富一部之綾羅等、種々に用いることを聴す。浄大参より已下、直広肆より已上には一富二部の綾羅等、種々に用いることを聴す。上下通用綺の帯・白き袴は、上下通ひ用いよ。其の余は常の如くせよ」よのたまふ。

・持統4年秋7月丙子朔に公卿・百寮人等、始めて新しき朝服著る。

この詔勅も天武7年10月26日勅の補正であるという。(持統紀四年頭注)

(3) 中央行政の確立・地方行政の確立

・庚辰(5日)に皇子高市を以て太政大臣とす。

・正広参を以て、丹比嶋真人に授けて、右大臣とす。

・并せて八省・百寮、皆遷任けたまふ。

・辛巳(6日))に、大宰・国司、皆遷任けたまふ。

・壬午(7日)に、詔すらく、「公卿百寮をして、凡そ位有る者、今より以後、家の内にして朝服を着て、未だ門開けざらむ以前に参上しめよ。」とのたまふ。

高市皇子が太政大臣となり、持統政権のトップに立った。右大臣は丹比嶋真人である。

八省・百寮とは中央の全官司・全官人の意。この日、浄御原令官制の実施に伴って大移動が行われ、新たに中官と宮内官が組織されて、令制の八省に当たる八官がそろったとの説がある。
6日は地方官の大移動。太宰は、筑紫・周防・吉備・伊予などに各数カ国を統治すべく置かれた総領のことか。
(持統四年頭注)

天武王朝は天武中心の政権であった。天皇に全権が集中していた。しかし持統はそうはしなかった。草壁が亡くなったという理由もあろうが、それだけではない。持統は藤原京に遷って、九州だけではなく日本全土を統治した。持統に全ての権力を集中しても、その統治は不可能だったと思われる。故に、持統は、国家運営の行政府を整備、確立した。その長が高市皇子で、臣下のトップが丹比嶋真人であった。八省(中務省・式部省・治部省・民部省・兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省か)を設立して、その長官を任命した。

7月5日は八省・百寮の遷任、7月6日は太宰と國司を遷任している。「遷任」と記しているから、頭注作成者が解説しているように、中央官僚、地方官僚の大移動が行われたのであろう。

このような中央、地方の人事大移動の背景には「国替え」があったのでないだろうか。九州天皇家では「吉備」と云えば九州天皇家の吉備、つまり彦島の吉備である。「伊豫」と云えば、同じく彦島の伊豫である。ところが持統4年の太宰、筑紫太宰は九州の太宰で変わらないが、吉備太宰は新しい吉備(岡山)の太宰、伊豫太宰は新しい伊豫(愛媛)の太宰ではなかろうか。

同じように、「國司遷任」もただ新しい國司を任命したということではなく、國自体を新しく制定し直して、その新しい地方国家の國司を任命したということであろう。例えば、天武紀に於ける「美濃」といえば荻田町に存在した九州天皇家の「郡」だった。持統4年に「美濃國司」が任命されていれば、その美濃國司は、もはや九州天皇家の美濃(荻田町)の國司ではなく、近畿天皇家の美濃、岐阜県美濃市の國司である。

持統4年の太宰・國司の遷任は、持統が日本全土に新しい地方行政組織を確立したことのあらわれである。

(4) 儀礼

- ・甲申(9日)に詔して曰はく、「凡そ朝堂の座の上にして、親王を見るときには常の如くせよ。大臣と王とには、起ちて堂の前に立て。二の王より以上には、座より下りて跪け」とのたまふ。
- ・己丑(14日)に詔して曰はく、「朝堂の座の上にして、大臣を見むときには、坐を動きて跪け」とのたまふ。

藤原京に於ける近畿天皇家の新しい儀礼を制定したのである。

(5) 寺

- ・是の日に、絁・糸・綿・布を以て、七寺の安居の沙門、三千三百六十三に奉施したまふ。
- ・別に皇太子の為に、三寺の安居の沙門、三百二十九に奉施したまふ。
- ・持統11年(697)6月辛未(6日)に、詔して経を京畿の諸寺に読ましむ。辛巳(16日)に、五位より以上を遣わして、京の寺を掃ひ灑めしむ。

これらの七寺は天武紀に登場する寺ではない。天武紀9年5月に、天武は詔勅をだし、絁・綿・糸・布を以て京の内の二十四寺に施り、是の日に始めて金光明経を宮中及び諸寺に説かしめた。これらの寺は太宰府の寺である。しかし、持統が絁・糸・綿・布を与えた七つの寺と3363人の僧侶は藤原京の寺と僧侶である。

(6) 戸籍

- ・9月乙亥朔に、諸国等に詔して曰はく「凡そ戸籍を造ることは、戸令に依れ。」とのたまふ。

戸籍作成の記事ではある。持統はその3年8月に諸國の國司に詔して、戸籍を作らせている。この諸國は九州天皇家の諸國である。だが4年の造籍は同じではない。藤原京でのこの詔勅は、持統が新しく統治する諸國の戸籍である。

(7) 新しい京

- ・持統5年(691)10月甲子(27日)に、使者を遣して新益京を鎮め祭らしむ。
- ・持統6年(692)春正月戊寅(12日)に、天皇、新益京の路を觀す。壬午(16日)に、公卿より以下、初位より以上に至るまでに饗たまふ。

「新益京」に関する二つの記事である。通説では、「新益京」とは藤原京と理解されている。しかし、「新益」とは、漢字が表している如く、「新しく益す(増す)」という意味である。現在、既に京は存在する。だが、新しい京を造ろうという意味である。「新益京」とは藤原京ではない。今、存在している京、藤原京に替わって新しく造る京である。

藤原京は持統が造営したのではない。藤原京を造った国家は日本國天皇家である。持統が奈良に遷ってきた持統4年には、藤原京は存在していた。

持統が4年に奈良に遷ってきた理由は、父の國、自分が生まれ育った故郷で全国統治を考えたからであろう。そこには藤原京が存在した。藤原京は日本國が造った京だった。日本の天皇となった持統は、新しく近畿天皇家の京を造ろうとした。それが「新益京」である。「新益京」とは平城京である。

持統5年に地鎮祭を行い、持統6年に朱雀大路を視察した新益京(平城京)は、持統が存命中には完成しなかった。持統紀には「新益京(平城京)」完成の記事はない。元明の平城京遷都は、710年(和銅3年)3月10日である。造営開始から約20年かけて、「新益京」は完成した。

(8) 四畿内

- ・持統6年夏4月庚子(5日)に、四畿内の百姓の荷丁と為れる者の、今年の調役除めたまふ。
- ・持統6年(692)閏5月乙未朔丁酉(3日)に、大水あり。使を遣して郡国を循り行きて災害ありて自ら存ふこと能はざる者に、稟貸せしめ、山林池沢に漁し採ること得しむ。詔して京師及び四畿内をして、金光明經を講説しむ。
- ・持統9年(695)6月丁丑朔己卯(3日)に、大夫・謁者詣を遣わして、京師及び四畿内の諸社に詣でて請雨す。

畿内という直轄統治区域が4つの國として定められた、持統6年の記事である。四畿内とは大和・山城・摂津・河内である。天武4年2月の記事には、「大倭」「河内」「摂津」「山背」「播磨」「淡路」「丹波」「但馬」「近江」「若狭」「伊勢」「美濃」「尾張」の國に詔して、「所部の百姓の能く歌う男女、及び侏儒・伎人を選びて貢上れ」と、命令している。天武が命令したこれらの諸国は九州天皇家の地方国家で北九州に存在した。

持統はその中の「大倭」「河内」「摂津」「山背」を、畿内四カ国の国名とした。これらの国名は九州天皇家から畿内(関西)の諸国の名前となった。天武朝における国名と持統朝における国名は同じ国名であっても、実際の場所は、すでに異なっている。

(9) 迎賓館

- ・持統6年11月辛卯朔戊戌(8日)に、新羅、級飡朴億徳・金深薩等を遣わして調進る。新羅に遣わさむとする使直広肆息長真人老・務大式川内忌寸連等に禄賜ふこと、各差有り。辛丑(11日)に新羅の朴億徳に難波館に饗禄たまふ。

持統が新羅大使を饗応したのは難波館である。天武は筑紫館で饗応し、持統は大阪難波の難波館で饗応したのである。

(10) 国号、日本國

持統天皇から始まった近畿天皇家は国号を何としたか。万葉集はその国号を日本と詠っている。

三宅町の歌

三宅町は、聖徳太子の足跡が残ることで有名である。聖徳太子は斑鳩宮から「三宅の原」を経て、飛鳥まで約20kmを、愛馬「黒駒」に乗って通ったと伝わる。この道は現在でも「太子道(町道70号線)」と云われている。その

時、この三宅の里の村人が「屏風」を立てて接待したことから、「屏風」という地名となったと伝えられている。
現在も、聖徳太子が腰掛けたという石が、「腰掛石」として伝わる。

万葉集 卷13 3295番歌

うち日さつ 三宅の原ゆ 常土(ひたつち)に 足踏み貫き 夏草を 腰になづみ 如何なるや 人
の子ゆえそ 通はすも吾子 諾な諾な 母は知らじ 諾な諾な 父は知らじ 蟻の腸 か黒き髪に
真木綿もち あざさ結び垂れ 日本の 黄楊の小櫛を 抑へ挿す ト細子 それそわが妻

反歌

父母に 知らせぬ子ゆえに 三宅道の 夏野の草を なづみくるかも

訳文

三宅の原を通り、地面を一步一步踏みしめ、腰まで生い茂った深い夏草をかきわけて、いったいどんな子のために通っているのかね、我が子。
本当にね、そうでしょうともよ、父さんも母さんも知らないでしょう。豊かな黒い髪に木綿でアザサを結いたらし、大和産の黄楊の小櫛で押さえ刺している美しい娘、それが私の愛する妻です。

反歌

両親にも知らせぬ妻のために、夏野の茂った草に苦労して通うことだ。

「ふるさと三宅」(奈良県磯城郡三宅町役場発行)

「大和」は原文では、「日本」である。作歌者・作歌時期とも不明であるが、詠われた純情な恋心を考えれば、この「日本」とは、近畿天皇家の日本であろう。



石上大臣が詠んだ近畿天皇家の日本

万葉 44番歌 石上大臣の從駕にして作る歌

吾妹子を いざ見の山を 高みかも 大和の見えぬ 國遠みかも
(吾妹子乎 去来見乃山乎 高三香裳 日本能不所見 國遠等可聞)

我が妻をいざ見ようと思うが、「いざ見山」が高くて見えない。日本も見えない遠い國に来たことよ。

作歌者石上大臣について、割注がある。

石上麿。麿は中納言・大納言に歴任、慶雲元年右大臣、和銅元年左大臣、養老元年(717)三月三日没。贈従一位、七十八歳。この歌はまだ大臣でない時の作。

日本は近畿天皇家の日本國

原文は「日本」である。日本國とは、本来、日本國天皇家の國名だった。だが、聖徳太子自筆の法華經義疏(宮内庁所有)には、「大倭国上宮王私集非海彼本」と書き付けた張紙があるという。日本國天皇、上宮法王は國名を「大倭国」と書いて、「日本國」と書いていない。上宮法王は、なぜ、「大倭」と書いたのでしょうか。「大倭」とは「大倭」とも書かれる。「倭」とは、古代九州を支配した「姫氏」の國名である。「倭」は本来の発音では「キ」であろう。姫氏の初代の王の名前は、「忌」と書かれている(松野連姫氏系図)。「忌」はその出身である中国「呉」の國では「姫」である。姫氏系図作成者が本来の「姫」を「忌」と書いたのは何かへの配慮があったのであろう。「忌」が建国した國は「倭」と表記された。「倭」とは「姫」と発音が近い文字だった。故に、中国側は魏志倭人伝等に「姫國」と書かないで、「倭國」と書いたのである。

日本國天皇家が國名を「大倭」と書いた。國名は「偉大な倭」という意味であろう。では日本國という國名はどこで使用されたのか。日本は国際的に使われた國名であろう。東アジアの諸国から見て、この國は、「日の本(もと)」、つまり、東に存在する。国際的な國名が「日本國」で、日本國天皇家自身は、「大倭国」と名乗っていた。

石上大臣の歌の原文は、「日本」である。石上大臣が生きた代は、すでに近畿天皇家の代である。壬申の乱までは日本國天皇家の代である。そして、天武の九州天皇家の代となった。そして、天武天皇、草壁皇子の死後、持統の近畿天皇家の代が始まる。今は、近畿天皇家の代である。近畿天皇家は従来の国際的な国号を使用し、「日本」と名乗ったのである。

石上大臣は元明朝廷の左大臣である。元明天皇の歌に登場する。

万葉76番歌 (元明)天皇の御製

ますらをの 軋の音すなり もののふの 大臣 楯立つらしも

時の大臣は、石上麿である。麿は元明朝廷の重鎮である。万葉44番歌はいつ詠まれたのか。元明天皇は平城遷都を行った天皇である。710年、「遷都後に元明天皇は、日本國から遠く離れた(伊勢)へ出かけた。その時の歌であろう。割注は「大臣でない時の作」とするが、題詞は「石上大臣」と書く。既に老いた大臣の歌、老いを感じる歌である。

山上臣憶良の歌「大和」は近畿天皇家の「大和」

万葉 63番歌 山上臣憶良大唐にある時、本郷(くに)を憶(おも)ひて作る歌

いざ子ども 早く大和へ 大伴の 御津の濱松 待ち恋ひぬらむ

(原文 去来子等 早日本邊 大伴乃 御津乃濱松 待恋奴良武)

さあ、人々よ、早く大和へ行こう。きっと今頃は大伴の御津の浜松が我々を待ちこがれているだろう

山上憶良は日本と歌っている。この「日本」は平城京である。ここでも「大和」と翻訳している。「大和」は日本國天皇家の國名、「大倭」と同じである。だが、この大和は近畿天皇家の國である。